

SMGLレポート 2203—その1

※ ジャンルごとに、毎回テーマを変えてご案内します。

【金融】

その2/【判例】うつ病自殺による損害請求訴訟

その3/【法務】派遣法

景気回復の足取りが重い中、先月(2月)15日より、「**景気対応緊急保証**」制度がスタートしています。この仕組みは、前麻生政権下で開始された時限措置(総額30兆円)が、この3月で期限切れとなることを受け、さらに6兆円を積み増した上、これを23年3月末まで引き継ぐことを目的としています。

対象となるのは、原則として**全業種の中小企業**、窓口は市中金融機関、保証協会、経済産業局等です。保証限度額は、**無担保8,000万**、**担保付では2億円**となっており、**2年据え置き**の**最長10年間**、**金利0.8%**以下で資金調達が可能とされています。

なお、この制度の一番の特徴は、貸し渋りの一つの大きな要因とされた「**責任共有制度 ※(1)**」の**シバリが無く全額一つまり100%保証協会の保証**となることです。

※(1)平成19年10月から導入。それまで銀行は、プロパー融資(銀行独自の融資)には後ろ向きでしたが、100%保証のつく保証協会付き融資は、積極的に勧めていました。融資先が、かりに破綻したとしても、協会が全額代位弁済してくれたからです。別の見方をすれば銀行は、保証協会から出されるお金を、単にスルーするだけの窓口でしかなかった、ともいえます。ところが、この制度の導入を期に、**銀行も20%の損失リスク(責任の共有)を負う**こととなり、途端に融資姿勢が変化、貸し渋りのキッカケとなりました。もしも金融機関が、今になってこの緊急保証をやたらに勧めて来るとすれば、以上のような背景があると考えられます。

ところで、融資の申し込みは、どのような状況なのでしょう。

昨年11月末の従前の時限措置(総額30兆円)のころでも、実行残高は15兆、制度切替直前の時期で13兆ということでしたので、積み増し分も合わせると20兆円弱が残っている計算になります。

この時限措置の恩恵を最も受けたのは、主に地方の建設業であり、既に資金需要は一巡したとの説もありますが、実際は、借りたいけれどこれ以上返済は増やせない—というところが多いのではないかと、思われます。当面の緊急避難措置として本制度を利用するのか、3年から5年のレンジで経営戦略を練り、予想キャッシュフローから導かれる資金計画に基づき、この制度の利用を視野に入れるかで、効果は大きく異なってくるでしょう。